つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一　扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二　扶養手当を受けている職員の扶養親族（行㈠九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行㈠九級以上職員等が行㈠九級以上職員等以外の職員となつた場合

四　扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行㈠八級職員等が行㈠八級以上職員等及び行㈠九級以上職員等以外の職員となつた場合

五　扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行㈠九級以上職員等以外のものが行㈠九級以上職員等となつた場合

六　扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行㈠八級職員等及び行㈠九級以上職員等以外のものが行㈠八級職員等となつた場合

七　職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同号ロ中「百分の九十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改め、同号ロ中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

附則第十一項中「百分の一・二七五」を「百分の一・六五」に、「百分の一・五七五」を「百分の一・三五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

別表第十中

3級	
俸給月額	
円	
480,500	
486,100	
491,600	
497,000	
502,300	
507,500	
512,600	
517,300	
520,800	
523,600	
526,400	
529,000	
531,100	
533,100	
534,800	
536,600	
538,200	
539,600	
540,600	
541,800	
542,700	
479,600	

を

3級	4級
俸給月額	俸給月額
円	円
480,500	614,900
486,100	651,500
491,600	688,100
497,000	
502,300	
507,500	
512,600	
517,300	
520,800	
523,600	
526,400	
529,000	
531,100	
533,100	
534,800	
536,600	
538,200	
539,600	
540,600	
541,800	
542,700	
479,600	614,900

に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第三条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号中「子の」を「子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であっ